

# 香川県報



号外 6

平成 17 年

3月29日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

- 香川県個人情報保護条例施行規程 一
- 香川県議会個人情報保護審査会規程 二八
- 香川県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程 二九

## 議会告示

香川県議会告示第二号

香川県個人情報保護条例施行規程を次のように定める。

平成十七年三月二十九日

香川県議会議長 増田 稔

### 香川県個人情報保護条例施行規程

（趣旨）

第一条 この規程は、香川県個人情報保護条例（平成十六年香川県条例第五十七号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（個人情報取扱事務登録簿）

第二条 条例第十三条第一項の個人情報取扱事務登録簿は、第一号様式によるものとする。

（保有個人情報開示請求書）

第三条 条例第十五条第一項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第二号様式）によるものとする。

（本人等の証明に必要な書類）

第四条 条例第十五条第二項（条例第二十五条第四項、第二十七条第一項、第二十九条第

三項及び第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の議長が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 開示請求をしようとする者が本人である場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類で議長が適当と認めるもの

二 開示請求をしようとする者が法定代理人である場合 当該法定代理人に係る前号に定める書類及び戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類で議長が適当と認めるもの

三 開示請求をしようとする者が遺族である場合 当該遺族に係る第一号に定める書類及び戸籍謄本その他遺族であることを証明する書類で議長が適当と認めるもの

（保有個人情報開示決定通知書等）

第五条 条例第二十条第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

一 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（第三号様式）

二 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報一部開示決定通知書（第四号様式）

2 条例第二十条第二項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書（第五号様式）により行うものとする。

（保有個人情報開示決定等期間延長通知書）

第六条 条例第二十一条第二項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（第六号様式）により行うものとする。

（保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書）

第七条 条例第二十二条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（第七号様式）により行うものとする。

（保有個人情報開示請求書移送通知書）

第八条 条例第二十三条第一項の規定による通知は、保有個人情報開示請求書移送通知書（第八号様式）により行うものとする。

（保有個人情報の開示に係る意見照会書等）

第九条 条例第二十四条第一項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（第九号様式）により行うものとする。

2 条例第二十四条第二項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（第十号様式）により行うものとする。

3 条例第二十四条第一項及び第二項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書（第十一号様式）によるものとする。

4 条例第二十四条第三項（条例第四十三条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、保有個人情報開示通知書（第十二号様式）により行うものとする。

（開示の実施等）

第十条 第五条第一項の通知を受けた者は、議長が指定する日時及び場所において、当該通知に係る保有個人情報の開示を受けなければならない。

2 議長は、保有個人情報の開示を閲覧又は視聴の方法により受ける者が、当該保有個人情報に記載されている公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報の閲覧又は視聴を停止させ、又は中止することができる。

3 条例第二十五条第二項の規定により写しの交付を行うときの交付部数は、一件の開示請求につき一部とする。

4 条例第二十五条第二項の議長が定める方法は、別表第一のとおりとする。

（費用）

第十一条 条例第二十六条に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表第二のとおりとする。

2 条例第二十六条に規定する写しの作成及び交付に要する費用は、前納とする。

（開示請求及び開示の特例）

第十二条 議長は、条例第二十七条第一項の規定により口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を選定したときは、当該保有個人情報の項目並びに口頭により開示請求を行うことができる期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第二十七条第二項の議長が定める方法は、閲覧とする。

（保有個人情報訂正請求書）

第十三条 条例第二十九条第一項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（第

十三号様式）によるものとする。

（保有個人情報訂正決定通知書等）

第十四条 条例第三十一条第一項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（第十四号様式）により行うものとする。

2 条例第三十一条第二項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書（第十五号様式）により行うものとする。

（保有個人情報訂正決定等期間延長通知書）

第十五条 条例第三十二条第二項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（第十六号様式）により行うものとする。

（保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書）

第十六条 条例第三十三条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（第十七号様式）により行うものとする。

（保有個人情報訂正請求事案移送通知書）

第十七条 条例第三十四条第一項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第十八号様式）により行うものとする。

（保有個人情報訂正通知書）

第十八条 条例第三十五条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書（第十九号様式）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第十九条 条例第三十七条第一項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（第二十号様式）によるものとする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第二十条 条例第三十九条第一項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（第二十一号様式）により行うものとする。

2 条例第三十九条第二項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（第二十二号様式）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書）

第二十一条 条例第四十条第二項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間

延長通知書（第二十三号様式）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書）

第二十二條 条例第四十一條の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（第二十四号様式）により行うものとする。

（施行状況の公表）

第二十三條 条例第六十一條第二項の規定による公表は、個人情報取扱事務の登録件数開示請求等の件数その他必要な事項を香川県報に登載して行うものとする。

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

別表第一（第十条関係）

電磁的記録の種類	開示の方法
一 紙その他これに類するものに印字し、又は印刷し、又は印刷する方法により出力することができる電磁的記録	1 紙その他これに類するものに印字し、又は印刷したもの 2 フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X六二二三に適合する幅九十三ミリメートルのものとする。）に複写したもの 3 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。）に複写したもの
二 一の項に掲げるもの以外の電磁的記録	1 視聴 2 録音カセットテープ（日本工業規格C五五六八に適合する記録時間百二十分のものとする。）に複写したもの 3 ビデオカセットテープ（日本工業規格C五五八一に適合する記録時間百二十分のものとする。）に複写したもの

別表第二（第十一条関係）

区分	金額
一 文書等の写し又は電磁的記録を紙その他これに類するものに印字し、若し	一枚につき十円

くは印刷したもの（以下これを「写し」という。）の大きさが日本工業規格A列三番を超えない場合で当該写しがカラー以外のものであるとき。

二 写しの大きさが日本工業規格A列三番を超えない場合で当該写しがカラーであるとき。

三 写しの大きさが日本工業規格A列三番を超える場合で当該写しがカラー以外のものであるとき。

四 写しの大きさが日本工業規格A列三番を超える場合で当該写しがカラーであるとき。

五 別表第一の一の項2に規定する複写したものである場合

六 別表第一の一の項3に規定する複写したものである場合

七 別表第一の二の項2に規定する複写したものである場合

八 別表第一の二の項3に規定する複写したものである場合

一枚につき百円

一枚につき十円に日本工業規格A列三番による用紙を用いて写しを作成することとした場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額

一枚につき百円に日本工業規格A列三番による用紙を用いて写しを作成することとした場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額

一枚につき百円

一枚につき三百円

一枚につき四百円

一枚につき五百円

第1号様式(第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務の区分		共通	固有
個人情報取扱事務の名称			
個人情報取扱事務を 所管する組織の名称	登 録		
	保 有		
個人情報取扱事務の目的及び 根拠			
個人 情報 の 記 録 項 目	基 本 的 事 項	識別番号 住所 その他( )	氏名 電話番号 性別 国籍・本籍(都道府県名のみ)
	心 身 の 状 況	健康・病歴 その他( )	障害
	家 庭 生 活	家族状況 その他( )	婚姻関係 親族関係 居住環境
	社 会 生 活	職業・職歴・地位 成績・評価 その他( )	学歴 資格 表彰 資産・収入 納税状況 公的扶助
	そ の 他		
	香川県個人情報保護 条例第6条第4項各 号に該当する特定個 人情報	宗教 犯罪歴 その他( )	思想・信条 特定の傷病・障害 本籍・人種・民族
個人情報の対象者の範囲			
登 録 年 月 日		年	月 日
変 更 年 月 日		年	月 日
個人情報 の 主 な 収 集 先	本人 本人以外(香川県個人情報保護条例第6条第2項第 号該当)		
個人情報 の 主 な 収 集 方 法	文書により収集 口頭により収集 その他( )		
個人情報 の 提 供 先 (実施機 関内の他 の所属で 利用する 場合を含 む。)	実施機関内の他の所属 他の官公署 その他( )		他の実施機関
個人情報 の 主 な 提 供 方 法	手作業処理		電子情報処理組織を使用
外 部 委 託 の 有 無	(委託する事務の名称: )		
登 録 番 号	所属コード	番号	

第2号様式(第3条関係)

(日本工業規格A列4番)

## 保有個人情報開示請求書

年 月 日

香川県議会議長

殿

請求者 住 所  
(〒 )ふりがな  
氏 名

電話番号( ) -

香川県個人情報保護条例第14条の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報の内容			
開示の方法の区分		閲覧 視聴 写しの交付 電磁的記録を複写したものの交付	
保有個人情報の本人以外の者が開示を請求する場合	請求者の区分	未成年者の法定代理人 成年被後見人の法定代理人 死亡した者の配偶者又は2親等内の血族 死亡した者の3親等内の親族(配偶者及び2親等内の血族を除く。)	
	保有個人情報の本人の氏名及び住所	氏 名	
		住 所	
備 考			

事務担当課			
請求者の確認	運転免許証	旅券	その他( )
法定代理人又は遺族の確認	戸籍謄本	その他( )	
本人の生年月日又は死亡年月日	年 月 日 (出生・死亡)		
受付年月日	年 月 日		

- 注 1 「開示請求に係る保有個人情報の内容」欄は、開示請求に係る保有個人情報を特定することができるように記入してください。
- 2 については、該当するものに「レ」を記入してください。
- 3 請求書を提出する際には、自己が請求者であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 4 法定代理人又は遺族が開示を請求する場合は、法定代理人又は遺族に係る注3の書類に加え、法定代理人又は遺族であることを証明する書類(戸籍謄本等)を提出し、又は提示してください。
- 5 記載に不備があるときは、香川県個人情報保護条例第15条第3項の規定により補正を求めることがあります。
- 6 欄は、記入しないでください。

第3号様式（第5条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日 号  
様

香川県議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容			
保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ( )	午前 時 分 午後
	場 所		
事 務 担 当 課	電話番号 ( ) -		
備 考			

- 注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課に連絡してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、本人、法定代理人又は遺族であることを証明する書類（運転免許証、旅券、戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。
- 3 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。

第4号様式(第5条関係)

(日本工業規格A列4番)

## 保有個人情報一部開示決定通知書

様

第 年 月 日 号

香川県議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容			
保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ( )	午前 時 分 午後
	場 所		
開 示 し な い 部 分			
開 示 し な い 理 由			
事 務 担 当 課	電話番号 ( ) -		
備 考			

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

- 注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課に連絡してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、本人、法定代理人又は遺族であることを証明する書類(運転免許証、旅券、戸籍謄本等)を提出し、又は提示してください。
- 3 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。

第5号様式（第5条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報不開示決定通知書

第 年 月 号 日

様

香川県議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示しない理由	
事務担当課	電話番号( ) -
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。



第6号様式(第6条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

様

第 年 月 日 号

香川県議会議長



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので、香川県個人情報保護条例第21条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日( )
延長後の決定期間の満了日	年 月 日( )
延長の理由	
事務担当課	電話番号( ) -
備考	

第7号様式(第7条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

様

第 年 月 日 号

香川県議会議長



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、香川県個人情報保護条例第22条の規定を適用し、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので、同条の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日( )
保有個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期限	年 月 日( )
上記の期限までに開示決定等をする部分	
香川県個人情報保護条例第22条の規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日( )
事務担当課	電話番号( ) -
備考	

第8号様式(第8条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報開示請求事案移送通知書

様

第 年 月 日 号

香川県議会議長

印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、次のとおり事案を移送しましたので、香川県個人情報保護条例第23条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
移送した実施機関における事務担当課	
移送を受けた実施機関における事務担当課等	電話番号( ) -
移 送 し た 日	年 月 日( )
移 送 し た 理 由	
備 考	

注 この開示請求に係る開示決定等については、移送を受けた実施機関が行います。

第9号様式(第9条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報の開示に係る意見照会書

第 年 月 日  
年 月 日

香川県議会議長

印

年 月 日付けであなた(貴 )に関する情報が含まれている保有個人情報  
についての開示請求がありましたので、香川県個人情報保護条例第24条第1項の規定により通知します。  
つきましては、当該保有個人情報を開示することについて御意見がありましたら、別紙「保有個人情報  
の開示に係る意見書」を提出期限までに提出してください。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日( )
意見書の提出先 (事務担当課)	電話番号( ) -
備考	

第10号様式（第9条関係）

（日本工業規格A列4番）

## 保有個人情報の開示に係る意見照会書

第 年 月 日 号

様

香川県議会議長

印

年 月 日付けであなた（貴 ）に関する情報が含まれている保有個人情報  
についての開示請求がありましたので、香川県個人情報保護条例第24条第2項の規定により通知します。  
つきましては、当該保有個人情報を開示することについて御意見がありましたら、別紙「保有個人情  
報の開示に係る意見書」を提出期限までに提出してください。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
香川県個人情報保護条例第24条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	香川県個人情報保護条例第24条第2項第 号適用 (理由)
意見書の提出期限	年 月 日( )
意見書の提出先 (事務担当課)	電話番号( ) -
備考	

第11号様式（第9条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

香川県議会議長

殿

住 所  
(〒 )

ふりがな  
氏 名

(団体にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号( ) -

年 月 日付けで照会のあつたこのことについて、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有個人情報 の内容	
保有個人情報の開示に 対する意見	保有個人情報の開示について反対しない。 保有個人情報の開示について反対する。
保有個人情報の開示に 反対する部分及びその具 体的理由	1 保有個人情報の開示により支障がある部分  2 保有個人情報の開示により支障がある理由

- 注 1 「保有個人情報の開示に対する意見」欄は、該当する に「レ」を記入してください。  
2 「保有個人情報の開示に反対する部分及びその具体的理由」欄は、保有個人情報の開示に反対する場合に記入してください。

第12号様式(第9条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報開示通知書

第 年 月 日 号

様

香川県議会議長



年 月 日付けで照会しましたあなた(貴 )に関する情報が含まれている保有個人情報については、次のとおり開示(一部開示)することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第24条第3項(第43条において準用する第24条第3項)の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容	
開示する保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日( )
開示を決定した処分の日等	年 月 日付け 第 号
開示することとした理由	
事 務 担 当 課	電話番号( ) -
備 考	

第13号様式（第13条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

香川県議会議長 殿

請求者 住 所  
(〒 )

ふりがな  
氏 名  
電話番号 ( ) -

香川県個人情報保護条例第28条の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正（追加・削除）を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容			
訂正を求める趣旨及び理由			
保有個人情報の本人以外の者が訂正を請求する場合	請求者の区分	未成年者の法定代理人 成年被後見人の法定代理人 死亡した者の配偶者又は2親等内の血族 死亡した者の3親等内の親族（配偶者及び2親等内の血族を除く。）	
	保有個人情報の本人の氏名及び住所	氏 名	
		住 所	
備 考			

事務担当課			
請求者の確認	運転免許証	旅券	その他 ( )
法定代理人又は遺族の確認	戸籍謄本	その他 ( )	
本人の生年月日又は死亡年月日	年 月 日 (出生・死亡)		
受付年月日	年 月 日		

- 注 1 「訂正請求に係る保有個人情報の内容」欄は、訂正請求に係る保有個人情報を特定することができるように記入してください。
- 2 については、該当するものに「レ」を記入してください。
- 3 請求書を提出する際には、自己が請求者であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 4 法定代理人又は遺族が訂正を請求する場合は、法定代理人又は遺族に係る注3の書類に加え、法定代理人又は遺族であることを証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。
- 5 請求書を提出する際には、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示してください。
- 6 記載に不備があるときは、香川県個人情報保護条例第29条第3項において準用する第15条第3項の規定により補正を求めることがあります。
- 7 欄は、記入しないでください。



第14号様式（第14条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報訂正決定通知書

第 年 月 号  
日

様

香川県議会議長

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正を  
することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第31条第1項の規定により通知します。

訂正をする保有個人情報の 内容	
訂正をする具体的内容	
事 務 担 当 課	電話番号( ) -
備 考	

第15号様式(第14条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報不訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

香川県議会議長

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第31条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正をしない理由	
事務担当課	電話番号( ) -
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第16号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

様

第 年 月 日  
号

香川県議会議長



年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので、香川県個人情報保護条例第32条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日( )
延長後の決定期間の満了日	年 月 日( )
延長の理由	
事務担当課	電話番号( ) -
備考	

第17号様式(第16条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

香川県議会議長



年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、香川県個人情報保護条例第33条の規定を適用し、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので、同条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日( )
香川県個人情報保護条例第33条の規定を適用する理由	
保有個人情報について訂正決定等をする期限	年 月 日( )
事務担当課	電話番号( ) -
備考	

第18号様式（第17条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 年 月 日 号

様

香川県議会議長

印

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、次のとおり事案を移送しましたので、香川県個人情報保護条例第34条第1項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
移送した実施機関における事務担当課	
移送を受けた実施機関における事務担当課等	電話番号（ ） -
移 送 し た 日	年 月 日（ ）
移 送 し た 理 由	
備 考	

注 この訂正請求に係る訂正決定等については、移送を受けた実施機関が行います。  
なお、移送を受けた実施機関が訂正決定をした場合は、移送した実施機関は、訂正の実施をします。

第19号様式(第18条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報訂正通知書

第 年 月 日 号

様

香川県議会議長



年 月 日付け 第 号で提供した保有個人情報について、次とおり訂正の実施をしましたので、香川県個人情報保護条例第35条の規定により通知します。

訂正の実施をした保有個人情報の内容	
訂正の実施をした具体的内容	
訂正の実施をした日	年 月 日( )
事務担当課	電話番号( ) -
備考	

第20号様式（第19条関係）

（日本工業規格A列4番）

## 保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

香川県議会議長

殿

請求者 住 所  
(〒 )ふりがな  
氏 名

電話番号 ( ) -

香川県個人情報保護条例第36条の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止（消去・提供の停止）を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容			
利用停止を求める趣旨及び理由			
保有個人情報の本人以外の者が利用停止を請求する場合	請求者の区分	未成年者の法定代理人 成年被後見人の法定代理人 死亡した者の配偶者又は2親等内の血族 死亡した者の3親等内の親族（配偶者及び2親等内の血族を除く。）	
	保有個人情報の本人の氏名及び住所	氏 名	
		住 所	
備 考			

事務担当課			
請求者の確認	運転免許証	旅券	その他 ( )
法定代理人又は遺族の確認	戸籍謄本	その他 ( )	
本人の生年月日又は死亡年月日		年 月 日	(出生・死亡)
受付年月日		年 月 日	

- 注 1 「利用停止請求に係る保有個人情報の内容」欄は、利用停止請求に係る保有個人情報を特定することができるように記入してください。
- 2 「利用停止を求める趣旨及び理由」欄については、香川県個人情報保護条例第36条第1項各号に規定するいずれの規定に違反しているかがわかるようにできるだけ具体的に記入してください。
- 3 については、該当するものに「レ」を記入してください。
- 4 請求書を提出する際には、自己が請求者であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 5 法定代理人又は遺族が利用停止を請求する場合は、法定代理人又は遺族に係る注4の書類に加え、法定代理人又は遺族であることを証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。
- 6 記載に不備があるときは、香川県個人情報保護条例第37条第2項において準用する第15条第3項の規定により補正を求めることがあります。
- 7 欄は、記入しないでください。

第21号様式（第20条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 日 号

様

香川県議会議長

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をすることと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第39条第1項の規定により通知します。

利用停止をする保有個人情報の内容	
利用停止をする具体的内容及び利用停止の手段	
事務担当課	電話番号( ) -
備考	



第22号様式（第20条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 年 月 号  
日

様

香川県議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第39条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止をしない理由	
事務担当課	電話番号( ) -
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第23号様式（第21条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

様

第 年 月 日  
号

香川県議会議長



年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求については、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので、香川県個人情報保護条例第40条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日（ ）
延長後の決定期間の満了日	年 月 日（ ）
延長の理由	
事務担当課	電話番号（ ） -
備考	

第24号様式（第22条関係）

（日本工業規格A列4番）

## 保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

香川県議会議長

印

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求については、香川県個人情報保護条例第41条の規定を適用し、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので、同条の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日( )
香川県個人情報保護条例第41条の規定を適用する理由	
保有個人情報について利用停止決定等をする期限	年 月 日( )
事務担当課	電話番号( ) -
備考	

香川県議会告示第三号

香川県議会個人情報保護審査会規程を次のように定める。

平成十七年三月二十九日

香川県議会議長 増 田 稔

香川県議会個人情報保護審査会規程

(設置)

第一条 香川県個人情報保護条例(平成十六年香川県条例第五十七号。以下「条例」といふ。)第六十条の二ただし書の規定に基づき、次条の規定による議長の諮問に応じて審査を行うため、香川県議会個人情報保護審査会(以下「審査会」といふ。)を置く。

(審査会への諮問)

第二条 議長は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てがあつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問するものとする。

- 一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- 二 決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- 三 決定で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。
- 四 決定で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。
- 2 議長は、条例第四十五条第一項に規定する苦情の処理を行うため必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くものとする。

(組織)

第三条 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、議員のうちから、議長が指名する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第四条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、その議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第六条 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 議長は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は議長に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、議会事務局の職

員その他関係者に対し、出席を求めし意見を聴き、又は資料の提出を求めしことによりなされる。

(審査手続の非公開)

第七条 審査会の行う審査の手続は、審査会が公開するしよを相手と認めしをわきまとして公開しない。

(庶務)

第八条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第九条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関する必要事項は、各課が審査会に諮りて定める。

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県議会告示第四号

香川県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年三月二十九日

香川県議会議長 増 田 稔

香川県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程

香川県議会情報公開条例施行規程（平成十二年香川県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第六回第三十二条「決定」を「処分」に改める。

第六回第三十三条

「この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県議会議長に対して異議申立てをすることができます。」

「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県議会議長に対して異議申立てをすることができます。」

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算し

て6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第六回第三十二条

「この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県議会議長に対して異議申立てをすることができます。」

「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県議会議長に対して異議申立てをすることができます。」

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。」

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日印刷発行

印刷発行所  
香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています